

青森県報

第六百十八号

令和五年
六月二日
(金曜日)

目次

告 示

- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……………(高齢福祉課) ……一
- 障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……二
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………(同) ……二
- 保安林の指定解除予定……………(林政課) ……二
- 右 同……………(同) ……二
- 製菓衛生師試験の施行……………(保健衛生課) ……三
- 出先機関
- 土地改良区の定款変更の認可……………(中南地域) ……三
- 土地改良区の役員の内任……………(三八地域) ……三
- 右 同……………(同) ……三
- 土地改良区の定款変更の認可……………(同) ……三
- 右 同……………(同) ……三
- 道路の位置の指定……………(上北地域) ……四
- 土地改良区の定款変更の認可……………(同) ……四

選挙管理委員会

- 個人演説会等を開催することのできる施設の指定の一部改正……………(事務局) ……四
- 政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………(同) ……五
- 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………(同) ……五
- 青森県議会議員一般選挙青森市選挙区における欠員による繰上補充の選挙会の場所及び日時……………(同) ……六

公安委員会

- 少年指導委員の委嘱……………(生活安全課) ……六

告 示

青森県告示第三百八十号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

令和五年六月二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	居宅サービス種類	居宅サービス事業所	廃止の届出年月日	廃止年月日
株式会社 五所川原 ケアセン ター	訪問介護	名称又は 氏名 主たる事務所の 所在地又は住所	令和 五・四・二	令和 五・五・三
○ツ谷五五五四の九	ケアセンター	名称 所在地		
		五所川原市字一ツ谷五五五四の九		

社会福祉法人愛の園	上北郡野辺地町字前田二二三の一	訪問介護	社会福祉法人愛の園パルティンひかり	上北郡野辺地町字前田二二三の一	五・三二四	五・五二五
-----------	-----------------	------	-------------------	-----------------	-------	-------

青森県告示第百八十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和五年六月二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う事業所	指定年月日
社会福祉法人桂久会	名称	北津軽郡鶴田町大字廻堰字東下山九一の二	短期入所	介護老人保健施設湖水平水短期入所事業	令和五・六・一

青森県告示第百八十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和五年六月二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	指定年月日
調剤薬局ツルハドラッグ大野店	青森市大字大野字山下一七三の一四	令和五・六・一
フレディ訪問看護ステーション	弘前市大字百石町四七の一	〃

青森県告示第百八十三号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

令和五年六月二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 解除予定保安林の所在場所
三戸郡階上町大字鳥屋部字行人三六の三（次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 三 保安林を解除しようとする理由
指定理由の消滅
- （「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び階上町役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第百八十四号

次のとおり森林について保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

令和五年六月二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 解除予定保安林の所在場所
三戸郡階上町大字鳥屋部字行人三六の三（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 三 保安林を解除しようとする理由
指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び階上町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

製菓衛生師試験の施行

令和五年製菓衛生師試験を次のとおり施行するので、青森県製菓衛生師法施行細則（昭和四十四年五月青森県規則第三十五号）第三条の規定により公告する。

令和五年六月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所

1 期日

令和五年八月十七日（木）

2 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁西棟八階大会議室

二 受験願書受付期間

令和五年七月七日（金）から同月二十一日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、有効とする。

三 受験願書提出先

青森市長島一丁目の一

青森県健康福祉部保健衛生課食品衛生グループ

四 その他

受験願書は、県内各地域県民局（保健所）、青森市保健所、八戸市保健所及び青森県健康福祉部保健衛生課食品衛生グループで交付する。
試験について不明な点は、青森県健康福祉部保健衛生課食品衛生グループ（電話〇一七―七三四―九二一四）に問い合わせること。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平川土地改良区の定款の変更を令和五年五月二十三日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和五年六月二日

中南地域県民局長 井 沼 広 美

土地改良区の役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、倉石土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和五年六月二日

三八地域県民局長 菅 孝

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任の 年月日
理 事	大 沢 稔	三戸郡五戸町大字倉石中市字中市九	令和五・四・四

土地改良区の役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、福

地土改良区から、次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和五年六月二日

三八地域県民局長 菅 孝

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 の 年 月 日
理 事	高橋 敏美	三戸郡南部町大字高橋字高橋三八の一	令和 五・三・三

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、蛇川土地改良区の定款の変更を令和五年五月二十二日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和五年六月二日

三八地域県民局長 菅 孝

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、福地土地改良区の定款の変更を令和五年五月二十二日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和五年六月二日

三八地域県民局長 菅 孝

上北地域県民局告示第五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六

年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土木整備部建築住宅課、上北地域県民局地域整備部及び三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和五年六月二日

上北地域県民局長 雪 森 正 三

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
三沢市大字三沢字下久保四一の二三	九六・七四メートル	六・〇〇メートル	令和 五・五・二五

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、大豆田土地改良区の定款の変更を令和五年五月二十二日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和五年六月二日

上北地域県民局長 雪 森 正 三

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第四十一号

平成八年十月四日青森県選挙管理委員会告示第五十八号（個人演説会等を開催することのできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和五年六月二日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

表中

むつ来さまい館	〃	田名部町一〇の一
むつ来さまい館	〃	田名部町一〇の一
むつ市ウエルネスパーク しもきた克雪ドーム	〃	真砂町八の八
むつ市総合アリーナ	〃	真砂町九の一
むつ市川内体育館	〃	川内町榎木一五三
むつ市大畑体育館	〃	大畑町中島一〇八の五

を
に改める。

青森県選挙管理委員会告示第四十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六條第一項の規定により政治団体の設立の届出のあつた政治団体の名称等を同法第七條の二第一項の規定により次のとおり告示する。

令和五年六月二日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

政党以外の政治団体
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
共創イニシア ティブ	山田 伸	山田 伸	むつ市新町一〇の三〇	五・四・七
田村智和後援会	宮下 久志	加藤 直人	下北郡東通村大字 浦野沢字桑原道五 の三	令和 五・四・五

政治結社一人百 殺	日向 讓	日向 讓	上北郡東北町大字 一上野字手長三九の 一	五・四・二〇
七戸均後援会	花谷 貞悦	花谷 貞悦	西津軽郡深浦町大 字深浦字浜町二七 〇	五・四・二
奥島貞一後援会	奥島 松一	菊池 文雄	下北郡東通村大字 八目名字小田野坂六 八	五・四・二
佐々木信彦後援 会	泉 学	石戸 いづ美	下北郡大間町大字 の八 大間字大間平三六 の八	五・四・二〇
山田伸後援会	山田 伸	山田 伸	むつ市新町一〇の 三〇	五・四・七
藤田てつや後援 会	花部 訓	佐藤 真治	むつ市下北町五の 一七ミツキーハウ ス2―A	五・四・七
ひろさきをじぞ くかのうな町に する会	山口 祐太	早狩 卓	弘前市大字南大町 二丁目一の一三	五・四・七

青森県選挙管理委員会告示第四十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七條第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があつたので、同法第七條の二第一項の規定により告示する。

令和五年六月二日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

政党の支部

政治団体の名称 (代表者氏名)	異動事項	新	旧	異 月 日 動

政党以外の政治団体

政治団体の名称 (代表者氏名)	中尾利香をよこいえる会 (佐々木 千佳子)	三村申吾南部町後援会 (沖田 周蔵)	関和典後援会 (前山 秋雄)	関良後援会 (宮越 繁)	
	代表者 佐々木 千佳子	会計責任者 伊藤 英二	代表者 前山 秋雄	主たる事務所の所在地 青森市大字新城 一字平岡一〇九の 一	
異動事項	新	旧			
年月日	令和 五・四・一				
政治団体の名称 (代表者氏名)	自由民主党青森県 郵政政治連盟支部 (中村 天)	立憲民主党青森県 第2区総支部 (田名部 匡代)	社会民主党青森県 連合 (今村 修)	自由民主党新郷村 支部 (村岡 和俊)	自由民主党倉石支 部 (大沢 義之)
	代表者 中村 天	代表者 田名部 匡代	代表者 若木 政人	代表者 村岡 和俊	代表者 三戸郡五戸町大 字倉石中市字天 満二六の一
主たる事務所の所在地	主たる事務所 野統一三の四	代表者 高畑 紀子	代表者 小野寺 文郎	代表者 中平 秀夫	主たる事務所 三戸郡新郷村大 字戸来字中里家 ノ下モ四七の一
代表者	岡部 浩幸	代表者 高畑 紀子	代表者 小野寺 文郎	代表者 中平 秀夫	主たる事務所 三戸郡五戸町大 字倉石又重字館 町一六
年月日	五・四・二五	五・三・一八	五・三・二五	五・二・二五	令和 五・三・二六

葛西健人後援会 (佐々木 榮一)	主たる事務所 北津軽郡板柳町 大字長野字福岡 三一の一	北津軽郡板柳町 大字辻字松元七 七の九	五・四・二四
---------------------	--------------------------------------	---------------------------	--------

青森県選挙管理委員会告示第四十四号

令和五年四月九日執行の青森県議会議員一般選挙青森市選挙区における欠員による繰上補充の選挙会の場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十七条第一項の規定により次のとおり定めたと、同法第七十八条の規定により告示する。

令和五年六月二日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

一 場所 青森市長島一丁目一の一 県庁舎議会議棟三階

青森県選挙管理委員会

二 日時 令和五年六月六日 午後二時三十分

公安委員会

青森県公安委員会告示第七十二号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第三十八条第一項及び少年指導委員規則（昭和六十年国家公安委員会規則第二号）第二条第一項の規定により、令和五年六月一日付けで、少年指導委員を委嘱したので、同規則第二条第二項の規定により、次のとおり公示する。

令和五年六月二日

青森県公安委員会委員長 野 呂 知 子

氏 名	連 絡 先	活 動 区 域

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭